



ロータリー2024～2025年度
第2840地区 2024～2025年ロータリーのテーマ

会員一人一人が主役、つながりを広げ、 さあ行動しよう

館林ロータリークラブ会報

R.I加盟承認 1958年6月2日
Club ID 13956

2025年3月14日(金) 第3231回例会報告 (No, 34)

点 鐘・ソング 奉仕の理想
— 会 長 挨拶 —



関井 宏一 会長

皆さん、改めましてこんにちは。

今月は、水と衛生月間ということで、水というと、ロータリーは、いわゆる国際補助金を使って井戸を掘る事業をよくやっています。当クラブでも、フィリピンのセブポートセンタークラブとの姉妹クラブとの足掛かりなどを行ったり、そういったような水と衛生というところで補助金を使って、各ロータリークラブ、全世界のクラブがやっているようですが、やはりその中でも、飲める水が、使用できる水が出なくて、掘ったところから有毒なガスが出たり、そういう地区もあるという話で、困っているところがあるなんていう話を聞くことがあります。そう意味では、日本で井戸を掘っていて、ガスが出てきて、そのガスが原因で健康を害するという事はたぶんないと思いますが、そういう部分でも、日本という国は非常に水がきれいで豊富にある国というのは、本当に感謝しなくてはいけないのかなというふうに思います。そんな中、今年度のRIの会長のアーチックさんに関しては、井戸掘りで水が出るというロータリーマジックということで、いわゆるRIのスローガンにもマジックでって話をしておりますが、そういったようなところで社会貢献もいいのですが、なかなか国によってはうまくいかないということもあるのだと、国々によって感

覚が違うのだと。当たり前だと思っていることが当たり前ではないということもあるのだと。やはり人との関係も、特定行政書士 吉田明浩様にお越しいただきまして、外国人雇用の広がりということで、卓話をいただくわけですが今非常に気になる所ではあると思います。ロータリーは、DEIを提唱しておりますので、そういったところで、外国人というか、いわゆる多様性ということで、うまくお付き合いできれば、持続可能な経営をしていけるのではないかとというふうに思いますので、本日はいろいろお勉強させていただきながら、短い時間ですが、よろしくお願い致します。以上です。

— お 客 様 の ご 紹 介 —

特定行政書士吉田法務事務所

行政書士 吉田 明浩 様

米山記念奨学生 シェルバ・ニマ・テンディ 様

— 会 務 報 告 —

関井 宏一 会長

- R 7. 3. 8 (土)～9 (日)
会長エレクト・次年度幹事研修セミナー
参加者 本島 克幸・藤島 厚・宮内 敦夫
於・磯部ガーデン
- R 7. 3. 11 (火) 館林つつじサポーターズ倶楽部通常総会
於・館林市文化会館
参加者 関井 宏一

今後の予定

- R 7. 3. 20 (木) 新会員セミナー
於・前橋問屋センター会館
- 対象者 齊藤 一則
R 7. 3. 24 (月) 館林市健康づくり推進懇話会
於・館林市保健センター
- 対象者 藤島 厚
R 7. 3. 25 (火) 館林市緑化推進委員会
於・館林市役所
- 対象者 関口 昇
R 7. 3. 27 (木) 国際大会説明会
於・ガバナー事務所
- 対象者 上野 和路

— 幹 事 報 告 —

- R 7. 3. 27 (木) ~ 30 (日) インターアクト海外研修 於・台湾
- R 7. 3. 29 (土) 伊勢崎中央RC創立50周年記念式典 於・境総合文化センター/ニューいづみ
対象者 関井 宏一・小堀 良武
- R 7. 3. 31 (月) 国際ロータリー元理事 重田政信 儀 偲ぶ会 於・ホテルメトロポリタン高崎
対象者 関井 宏一・宮内 敦夫・小暮 雅丈
- R 7. 4. 6 (日) 安中RC創立60周年記念式典 於・ホテル磯部ガーデン
対象者 本島 克幸・小堀 良武
- R 7. 4. 12 (土) 前橋南RC創立40周年記念式典 於・前橋商工会議所会館
対象者 関井 宏一・小堀 良武
- R 7. 4. 18 (金) インターアクト交流事業歓迎会 於・高崎健康福祉大高崎高等学校
- R 7. 4. 19 (土) 館林ミレニアムRC創立25周年記念例会 於・文右衛門ホール
対象者 関井 宏一・小堀 良武・上野 和路
大澤 孝司・毛塚 宏・小暮 高史
小暮 雅丈・正田 隆・多田 善洋
長柄 純・宮内 敦夫・谷田川敏幸
山本 樹
- R 7. 4. 19 (土) インターアクト国際交流事業「さよならパーティ」 於・高崎エテルナ
- R 7. 4. 20 (日) 継続米山記念奨学生資格面談 於・前橋問屋センター会館
対象者 米山記念奨学生 シェルパ・ニマ・テンディ
- R 7. 4. 20 (日) 新規米山記念奨学生・カウンセラーオリエンテーション・米山記念奨学委員会 於・前橋問屋センター会館/福州飯店
対象者 飯塚 一成・齊藤 一則
- R 7. 4. 24 (木) 第4分区A・B10クラブ親睦チャリティゴルフ大会 於・太田双葉カントリークラブ
対象者 関井 宏一・飯塚 一成・石川 長司
小池 和敏・鈴木 誠・田部井孝一
中世 吉昭・藤島 厚・本間美儀男
本島 克幸・安間 崇人・谷田川敏幸
山本 樹
- R 7. 5. 24 (土) ~ 25 (日) 親睦旅行 於・福岡方面
- R 7. 5. 31 (土) 第9回日台ロータリー親善会議札幌大会 於・グランドメルキュール札幌大通公園
- R 7. 6. 21 (土) ~ 25 (水) 国際大会 於・カルガリー (カナダ)
- R 7. 6. 22 (日) RI理事主催親善朝食会 於・ハイアットリージェンシーホテル



小堀 良武 幹事

1. 例会場・例会時間の変更

◆館林西RC

- 4月 8日 (火) → 4月 6日 (日) 早朝清掃例会に振替
集 合 8:00
会 場 ガバ沼駐車場
- 4月15日 (火) → 夜間例会
点 鐘 18:30
会 場 しのづか陣屋
- 4月22日 (火) → 4月25日 (金) 館林RC訪問へ振替
- 4月29日 (火) → 休 会 (定款第7条第1節 (d) により)

◆太田中央RC

- 4月18日 (金) → 夜間例会
点 鐘 19:00
会 場 海鮮ダイニング 美喜仁館
- 4月25日 (金) → 4月24日 (木) 第4分区10RC親睦ゴルフ大会

2. 会報、週報

◆館林西RC → 2月会報

3. その他

◆ガバナー事務所

- ①会長エレクト・次年度幹事ラーニングセミナーアンケートのご送付
- ②新規米山記念奨学生・カウンセラーオリエンテーション等のご案内
【日 時】4月20日 (日)
セミナー 11:00~12:15
昼 食 12:15~13:30
オリエンテーション 13:30~15:10
委員会 15:30~16:15
懇親会 16:30~18:30
【会 場】セミナー:前橋問屋センター会館
懇親会:福州飯店
【懇親会費】一人3,000円
【対象者】飯塚 一成・齊藤 一則
- ③国際大会説明会のご案内
【日 時】3月27日 (木) 15:00~ (1時間~1時間半程度)
【会 場】ガバナー事務所
【対象者】上野 和路

- ④継続米山記念奨学生資格面接のご案内
【日 時】4月20日(日) 15:30~16:00
【会 場】前橋問屋センター会館2階
【対象者】米山記念奨学生 シェルパ・ニマ・テンデ
イ
- ⑤会長エレクト・次年度幹事ラーニングセミナー御礼
状のご送付
- ⑥令和7年大船渡大規模山林火災被害支援金のお願い
◆(公財)ロータリー米山記念奨学会
2025年度版ハンドブックのご送付
◆館林商工会議所
「商工たてばやしNo.495」のご送付



特定行政書士 吉田法務事務所
行政書士 吉田 明浩 様

例会出席報告



出席・ニコニコBOX委員会 長柄 光則 委員

通算3231回例会

会 員 数	54名
出席率算出会員数	52名
出席者数	25名
欠席者数	27名
出席率	48.08%
前々回修正	43.14%~58.82%

— ニコニコBOX —

☆関井 宏一会長 大変頂きました
吉田浩明様卓話ありがとうございます。

— 卓 話 —

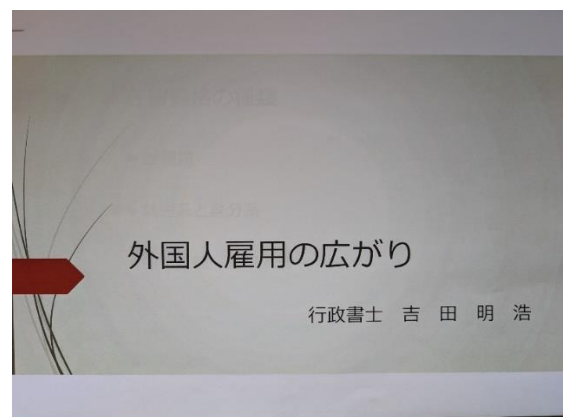


プログラム健康増進委員会 今泉 始宏 委員長

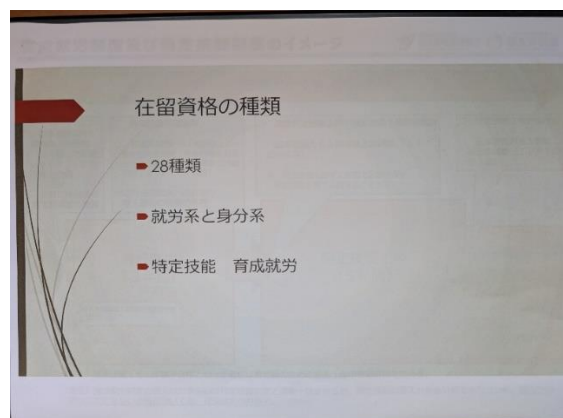
皆様、こんにちは。本日はこのような機会を頂きまして、誠にありがとうございます。短い時間ではございますが、少々お付き合い頂ければと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

本日は、外国人の雇用について少しお話ができればと考えております。私は行政書士ですので、雇用関係と言いましても、社会保険ですとか、雇用契約書というところではなくて、外国人の在留資格、通称ビザとか言われておりますが、在留資格についてお話ができればと思っております。近年は、だいぶ変化が起きているので、その辺を中心にお話をできればと思います。

お手元に簡単ではありますが、資料を配布させて頂いております。

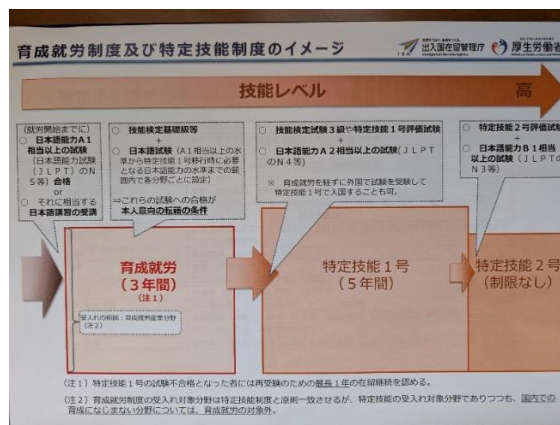


1枚捲って頂いて2ページ目になりますが、



外国人が日本で活動するにはいわゆる在留資格というものが必要となってきます。この在留資格は、大きく分けると、現在 28 種類くらいありまして、さらに大きくくりで分けると、就労系という仕事をする内容ですとか、カテゴリーで分けられた在留資格と、在留資格を与えられる身分系の 2 つに分けられることになっています。就労系ですと、ご存知の方も多いと思いますが、よく聞きますのは、技術、人文知識、国際業務、通称技人国と呼ばれる方々で、会社員の方、雇用契約を結んで会社で働かれる方が、外国人として取得する在留資格になっております。こちらは、現在ある中で、今まで多くあった在留資格では、それぞれ外国人の方々が、ある程度スキルを持った方でないといえなかった在留資格が多かったわけです。技人国と呼ばれる在留資格ですと、本国での大学を卒業していたり、もしくは日本で専門学校を受けていたり、卒業していたり、または国際業務のための 3 年以上の本国での活動経験、事業の経験があったりですとか、そういった方々が、技人国ということで、認められていました。あとは、技能という在留資格もございまして、そちらは熟練の技能を持った方ということで、10 年以上その実務に本国で就業してきたコックさん。そういった方々が技能という在留資格を得てきています。あと多いのは、経営管理という会社を経営するかたちで会社を起こして、オフィス構えて、それで経営管理として日本で活動している人も多々あります。かたや、身分系と申しますと、日本人と結婚された奥さんであったり、旦那さんであったり、または日系人であったり、そういう方々が、定住者という在留資格を得て、活動されている方が多いです。この身分系の在留資格を持っている外国人の方というのは、就労する日本での仕事をして収入を得るには、特に制限がありませんので、基本的に日本人の方と、ほぼほぼ同様に考えて頂いて、もちろん違法な事はできませんが、普通の仕事は何でもこなせるというような形にはなっています。就労系の方々は、技人国であったり、技能であったり、経営管理といった方々は、限られた資格を与えられた活動しかできないような仕組みになっていますので、例えば大学を出て、この人には営業をやってもらおう、あとは経理の仕事をしてもらおうとなると、経理の仕事しか本来はできないこととなります。付帯するような活動はしても大丈夫ですよと なっていますけれども基本的には限られた仕事でや

て頂くということになっています。もしくは、国際業務ということで、貿易の業務を 3 年以上経験していますということで、技人国を得た方であれば、国際貿易の手続きやそういったことの手続きが業務として本来行えないという流れだったのです。最近、外国人雇用の広がりということで、広がりが見えています 3 つの在留資格についてお話をできればと思っています。ひとつは特定技能制度ということですが、皆さんもお聞きになっているとは思いますが、今まで申し上げた在留資格は本人たちにある程度のスキルが必要で、そしてまた認められた活動の範囲内では、活動ができない、仕事ができないというような在留資格だったのですが、そうではなくて、いわゆる一般的に申しますと、単純作業や、実務的な現場での仕事をしてもらうということの在留資格が特定技能制度ということになっています。2019 年からこの制度はスタートして、スタートした直後にコロナの感染拡大が始まってしましまして、思うように進んでいなかった状況がございまして。最近コロナの方も落ち着いてきておりますので、徐々に日本の国内でも増えておりまして、先日の報道では、現在日本では 20 万人を超えたぐらいの特定技能の外国人の方がいらっしやって、日本で働いているようです。年々、逐一制度の方も法改正が行われているのですが、昨年の国のほうで、改正を行ったところでは、受け入れ見込み数というのを定めておまして、先ほど申し上げた通り 20 万人を超えたところなのですが、これからの 5 年間では 82 万人の受け入れを希望したいというような流れにはなっています。全国の産業分野において、3 枚目の資料になるのですが、



特定技能という東京入管のホームページにある資料なのですが、それを使わせて頂いておりますけれども、特定技能の生徒のイメージとしましては、この後話します育成就労の話と一緒になっていますが、

特定技能としては、技能実習生を3年間終了した方、もしくは、二つの試験、日本語の試験と技能検定というものがございまして、その2つのどちらかをパスした方が、特定技能1号といっはいることができます。特定技能には1号と2号というのございまして、1号ですと5年間の滞在期間しか認められていません。2号になりますと、試験を受けて在留資格を得ることになるのですが、更新を上限無く認められて、10年以上経って、もし希望があれば永住権の申請もできる資格となっています。まずは、一番多いのは、特定技能1号でした、5年間の更新の中で、その後2号に合格できなければ帰国しなければいけない内容となっています。もう1枚資料捲って頂きますと、

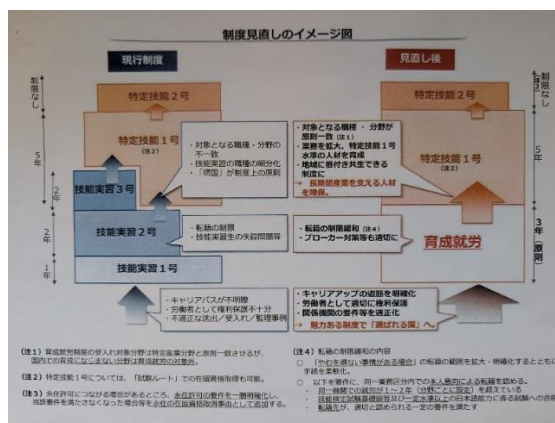
特定技能産業分野

分野	業務の概要
介護	身体介護や身体介護等に関係して助けが必要な仕事
ビルクリーニング	建築物内部の清掃
工業製品製造業	機械金属加工、電気電子機器組立て、金属表面処理
建設	土木、建築、ライフライン
造船・船用工業	造船、船用機械、船用電気電子機器
自動車整備	自動車の目視点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務
航空	空港グラウンドハンドリング、航空機整備
宿泊	旅館やホテルにおけるフロント、企画、広報、接客及びレストランサービスの提供業務
農業	稲作農業、畜産農業
漁業	漁業、養殖業
飲食料品製造業	飲食料品製造業（酒類を除く）（製造、加工、安全衛生）
外食業	外食業（飲食物調理、接客、店舗管理）
自動車運送業	バス運転者、タクシー運転者、トラック運転者
鉄道	乗務員（運転士、車掌、駅係員）、軌道整備、電気設備整備、車両製造、車両整備
林業	育林、木材生産、林業機械運転等
木材産業	製材業、合板製造業などに係る木材の加工工程及びその関連作業等

特定技能の外国人を受け入れることができる産業分野というのが定められています。今定められているのがこちらにあります16分野になっているのですが、こちらは特定技能制度を始めるにあたって、国が各産業分野にアンケートを取ったようです。人手不足がありますか、ありませんか。その中で、人手不足ですというふうに回答した産業分野から始めているようです。上から見ていきますと、介護の産業分野、ビルクリーニングの産業分野、工業製品製造業とありますが、こちらにつきましては、日本標準産業分類の中で、受け入れが可能かどうかの産業分野を見ていくのですが、去年7つくらいの産業分野が増えまして、印刷であったり、梱包であったりと、かなり細かいところまで増えているのが実状となっています。こちらは製造業の話になりますが、あとは建設業界の建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、それから飲食料品製造業、外食業とあります。ここまでは2019年の制度の開始の当時から受け入れられた産業分野です。昨年4つ増えまして、自動車運送業、鉄道、林業、木材産業、とこの4つの分野が昨年から新しく加わっております。特にこの自動車運送業につき

ましては、実際受け入れるにあたって、国の方で基準というのを定めていくのですが、なかなか定まらずに昨年の12月ようやく定まりまして、話が前後してしましますが、特定技能の外国人を受け入れに当たって、受け入れる会社さんたちが協議会というものに加入しなければなりません。産業分野ごとに定められているものです。その協議会は産業分野を所管している省庁がそれぞれ設けていまして、例えば製造業であれば、経済産業省。介護であれば、厚生労働省。あと農業であれば農林水産省。それぞれのその協議会に加入して頂く必要があります。自動車運送業は、1番遅く今年の1月から加入が可能にあっておりますので、参考にしていただければと思います。

それからもう1つ大きな流れとしては、昨年法律改正がございまして、資料をめくって頂きますと、



今まで行われていました技能実習生の制度が、廃止となり、新しく育成就労という制度が開始されることになりました。昨年の法改正で、3年以内に制度が始まりますということになっておりますので、今のスケジュールから行きますと、令和9年には技能実習生から、育成就労ということに変わります。どこが変わったのかという、技能実習生は1号、2号、3号といるわけなのですが、少なくとも3年程度で、技術を覚えて、仕事を覚えたところで帰ってしまう。長くても5年で帰国してしまう。そのところで、働いてもらうとしても、ようやく仕事を覚えてこれからなのというところで、帰国してしまう不都合、もしくはニュースでもあります人権侵害だとか、または低賃金での取り扱いといった不都合を解消する。あとは技能実習制度を始めた当初は、日本という国も労働力を確保する意味で制度を始めたのだと思いますが、国際関係上そういった方向性を打ち出せず、国際協力という意味で、実習生に日本の技術を学んでもらって、本国内で活かして

もらうという制度を作成してきました。ただ、その矛盾ですとか、今後の労働力を確保したいのもうちょっと強調したいという意味で、育成就労制度というものが始まります。こちらにつきましては、完全な雇用で、労働力を受け入れたいということになります。上限では3年間まで、特定技能1号の試験をパスしていただくということがまず前提となっています。その間に、特定技能1号の試験をパスして頂ければ、特定技能1号として5年間更に働くことができまして、さらに特定技能2号の試験もパスをしてもらえることができましたら、5年、10年と働いていただけるというような流れのものに変わっていく方向です。育成就労も方々を自由に受け入れることにはなるのですが、制限もありまして今のところですね、技能実習生としましては、管理団体と呼ばれます組合さんとか、そういった方々の支援業務が必要になってきますが、育成就労でも、管理支援機関設けられるとか、細かいところでは、これから省令などで定められていきますけれども、2年後の開始に向けて来年くらいから活発的に申請が行われていくのかなと思います。この育成就労という人たちの雇うのをどういった産業分野の人たちができるのかと言いますと、特定技能の受け入れ産業分野と、同じような分野のところで受け入れが可能となりますので、それぞれの基準をクリアして頂いて、必要であれば雇用を検討して頂ければと思います。駆け足みたいな説明となってしまいましたが、そろそろお時間ですので、私としましては、外国人雇用が広がっていく中で、皆さん日本の産業が発達していければ良いと思っておりますが、外国人の方々が増える中でも、生活などが、規則面だとか、ルール面だとかの制作もしていただければありがたいと思います。短い時間ではございましたが、ご清聴頂きましてありがとうございました。



矢島 孝昭 S・A・A

—本日のお食事—



オムライス

- ◆例会日 毎週金曜日 12:10 より
- ◆例会場 ニューミヤコホテル館林 (館林市文化会館内)
館林市城町 3-1 TEL0276-50-1541
- ◆事務所 館林信用金庫本店内
館林市本町 1-6-32 TEL・FAX 72-8181
- ◆E:mail tatebayashi.rc@cc9.ne.jp

- 第 2840 地区ガバナー 森 末廣
- 会 長 関井 宏一 副会長 本島 克幸
- 幹 事 小堀 良武 副幹事 藤島 厚
- 会報 委員 齊藤 一則 森田 信一郎
- 発行責任者 関井 宏一 編集責任者 齊藤 一則